
違反対象物の公表制度が始まります

違反対象物の公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について自ら判断することで、火災による被害の軽減を図るものです。杵築速見消防組合消防本部では平成 31 年 7 月 1 日より、この制度を施行します。

公表制度の対象となる建物は

遊技場・飲食店・物品販売店・旅館・ホテル・病院・社会福祉施設・複合用途対象物(飲食店や店舗・共同住宅など)、消防法令上「特定防火対象物」として規定されている対象物で、不特定多数の方が利用する建物や、一人で避難することが難しい方が利用される建物が該当します。

公表制度の対象となる違反内容は

建物に設置義務がある以下の消防用設備が設置されていない場合に公表します。

・屋内消火栓設備 **・スプリンクラー設備** **・自動火災報知設備**

公表する内容は

防火対象物の名称・所在地・違反の内容などです。

公表の手続きは

消防機関が立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した後に、立入検査の結果と同じ違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、杵築速見消防組合のホームページに掲載して行います。

建物関係者の方々へ

消防法令違反となる建物は、無届の増築や接続又はテナントの入れ替わる用途変更によるものがほとんどです。その他、窓などの開口部をふさぐ、窓にフィルム等を貼付する、建物によっては内装の変更でも重大な消防法令違反となる場合もあります。

このような変更を検討されている場合は、事前に消防本部予防係までご相談ください。